

防衛白書の発表延期に潜む危険

去る8月29日は、韓国併合条約が発効して100年の節目の日であった。日本政府は、韓国併合100年を控えて韓国に対して二つの配慮を行った。一つは、菅首相の総理談話の発表であり、もう一つは、防衛白書の発表延期である。総理談話については、マスコミでいろいろな意見が表明されているが、防衛白書の発表延期については、7月末の各紙に掲載されたのみで忘れ去られている状況であり、発表延期の裏に潜む危険について考えてみたい。

発表延期の経緯

防衛白書は、防衛省内で陸、海、空自衛隊の代表者を含めた審議官を長とする防衛白書作成のプロジェクトチームが編成され、そのプロジェクトにより原案を作成し、省内の検討を踏まえて、関係省庁と調整を行い、例年7月中に閣議決定され、発表される手順となっている。2010年の防衛白書も同様に7月30日の閣議に報告され、了承を得た後に発表されるはずとなっていたが、マスコミの報道によると、仙谷官房長官が先送りを判断したといわれている。その理由は、当初、竹島について防衛白書では例年「我が国固有の領土」と記述しており、領有権を主張する韓国政府がこの記述に対して毎年抗議を繰り返している。菅首相談話を控えて、韓国側が竹島の記述に対して反発すれば、談話の効果が薄れると判断し、延期したと報道されていた。しかし、その後の報道では、仙谷官房長官は、カナダで開催されたサミットでの首脳宣言や国連安保理事会の議長声明、日本海で実施された米韓合同軍事演習への海上自衛官のオブザーバー参加など、日本が韓国哨戒艦沈没事件に関して韓国側に協力した事例を列挙し、「北東アジアの安全保障上の重要な事象について防衛白書に書くべきだと言う指摘があった」と語ったと報道されている。韓国哨戒艦の沈没事件は3月末の発生であり、7月末の時点で沈没事件に関する記述が防衛白書に記載されていないとは考えられず、仙谷官房長官が言うサミット云々と言う事項を何としても2010年の防衛白書に追加しなければならない必然性は無いと判断される。したがって、本当のところは、首相談話を控えて竹島の記述に対する韓国側の反発を恐れたことが本音であったと思われる。後述するが、我が国にとって幸いなことは建て前として延期の理由が、「北東アジアの安全保障上の重要な事象について防衛白書に書くべきである」とされたことである。

竹島は我が国固有の領土である

竹島(韓国名は独島、日本名で古くは松島と呼称)は、島根県の北北東約220キロ、韓国東岸から東へ約215キロにあり、東島(女島)と西島(男島)の2つの主島と約30

の岩礁からなり、海上に突き出た岩山のような姿をした、総面積約0.23平方キロメートル(日比谷公園とほぼ同じ広さ)の島である。

慣習国際法では、島の領有の条件として①**いずれの国にも属していない無主地区に対し②国家が領土を編入する意思を示し③実効的支配を継続することにより領有を継続することが必要である**とされている。

日本政府は、1667年に編まれた『隠州視聴合記』を歴史的根拠の一つとして「遅くとも17世紀半ば頃には、無人島であった竹島(当時は松島と呼称)を実効支配していた」と主張(①に該当)。また、明治時代、隠岐の日本漁民による竹島でのアシカ漁が盛んになったことを考慮し、日本政府は1905年1月28日、竹島を日本所屬として島根県に編入し、国内に告示した(②に該当)。以来、1945年の敗戦まで日本の実効支配が継続されてきた(③に該当)。

一方、韓国は1952年1月18日、李承晩宣言を發し、日本漁民の立ち入り禁止水域の中に竹島も含めた。この前年1951年9月8日、日本は連合国とサンフランシスコ平和条約を締結した。同条約第3条において日本は「済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮」を放棄することとなったが、条約中、竹島が放棄する対象に記されていなかったため、このままでは、竹島は日本領に確定することを怖れた韓国李承晩大統領は、サンフランシスコ平和条約が發効する約3ヶ月前に、突然李承晩ラインを宣言し、竹島を一方的に占拠した。1954年6月には、竹島に海岸警備隊を派遣。同年9月2日には国会で武力占拠を決定し、以後、今日まで竹島を実効支配し、現在に至っている(②及び③に該当)。

韓国政府は、6世紀の新羅による于山国の征服以来、独島(竹島)は、一貫して歴代朝鮮国家の領土であり、17世紀の日本の領有権確立は「先占」には当たらない。また、1910年、日韓併合へ至る過程で強行された独島(竹島)編入は、国際法上無効だと主張している。

日本政府は1954年9月24日、竹島問題を唯一の公正な解決方法として国際司法裁判所に付託することを提議したが、韓国政府は、これを拒否した。1962年3月の日韓外相会談の際にも、小坂善太郎外務大臣より崔徳新韓国外務部長官に対して、竹島問題を国際司法裁判所に付託することを提議したが、これに対しても韓国側から前向きな反応は得られなかった。1965年6月の「日韓基本関係条約」でも、竹島問題に触れず、紛争処理事項として残されたまま今日に至っている。

韓国政府は、独島(竹島)は前述したように古来からの韓国の領土であり、独島(竹島)に関しては「領有権問題は存在しない」と主張しているが、これは、縷々述べてきたように慣習国際法に示す領有の条件①を満たしておらず、韓国の領土と主張することは慣習国際法違反であり、日韓両国の間には我が国の固有の領土が不法占拠されているという**重大な領有権問題が存在する**。



韓国ソウル郊外のコンビニに店入り口横のガラス窓(壁)一面に張られている竹島の写真。
中央に警備隊の隊舎とヘリポートが見える(2005年10月筆者撮影)

慣習国際法の恐ろしさ

国際法は国家間の法であり、国際社会を律する規範であると言われており、国際法には条約と慣習国際法がある。条約は、条約を締結した国家間の合意という形態で締約国のみを律することができるが、全ての国家を拘束することはできず、現在のところ全ての国家を拘束する国際法としては、慣習法の形態でしか存在していない。

慣習国際法は、国際司法裁判所規定上は「法として認められた一般慣行」と定義されており、慣習国際法として成立するためには、同一行為の反復(慣行)とそれに対する法的信念の存在が必要である。ここで言う法的信念の存在とは、一定の行動が習慣的に遂行されているうちに、例えば「それに違反すれば制裁を加えることができる」といった法的な拘束力があると諸国家が認めることである。しかし、慣習国際法が成立するためには、すべての国家の慣行と法的信念が必要とされているわけではなく、積極的に反対の意思を表明しない限り、黙示的合意が付与されたものとして取り扱われている。したがって、大国を含む多数の国家が積極的に反対の意思表示をしなければ、慣習国際法は成立する。ここに慣習国際法の恐ろしさがある。つまり、竹島は韓国に不法占拠されている状態であり、積極的に我が国が不法占拠に対する反対の意思を表明しなければ、黙示的合意が付与されたもの

として取り扱われ、竹島は国際的に韓国の領土として認められる恐れがある。韓国は、慣習国際法の成立の要件である同一行為の反復(慣行)として、竹島に警備隊を駐留させ、周辺を警備艇で常に警戒させ、慣行としての実績を積み重ねようとしている。したがって、我が国は事在るごとに、竹島が不法占拠されていることに抗議し、我が国固有の領土であることを繰り返し表明するとともに、海上保安庁、若しくは海上自衛隊による工夫した行動で我が国の意志を表明する必要がある。

今回菅内閣が、白書の内容不備を理由に防衛白書公表を延期したことは、上述した内容を菅内閣が理解していたかどうかは別にして、不幸中の幸いであったが、中国が、尖閣諸島の領有権に対して虎視眈々と国家意志の表明の機会を狙っているように、我が国も外交的配慮を重視するだけでなく、堂々と国家意志を表明して欲しいものである。

(2010年9月15日 T.O記)